

## 保険契約移転公告

ウインタートウルスイス・インシュアランス・カンパニー日本支店は、保険業法第二〇条において準用する法第一三九条の規定に基づき、金融庁長官の認可を得て、当社が平成十三年六月三十日現在保有する保険契約のうち通信販売用自動車総合保険の全てを包括して、平成十三年七月一日付でチュウリツヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店に移転しましたので、保険業法第二〇条において準用する法第一四〇条第一項の規定により、ここに公告いたします。

平成十三年七月三日

東京都港区白金台二丁目一〇番二号

ウインタートウルスイス・

インシュアランス・カンパニー

日本における代表者 ワルター・ベヒリ

(チュウリツヒ・インシュアランス・

カンパニー日本支店の概要)

一、会社名 チュウリツヒ・インシュアラ

ンス・カンパニー日本支店

二、日本における主たる店舗の所在地

東京都新宿区信濃町三五 信濃町煉瓦館

三、代表者 日本における代表者

マヌエル・アンジェロ・アイヒマン